

## 長野県水資源保全条例（仮称）案要綱の新旧対照表

パブリックコメント実施後の内容（新）	パブリックコメント実施時の内容（旧）	備 考
<p>1 目的</p> <p>この条例は、水資源の保全に関し、<u>県、土地所有者等、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定、水資源保全地域の指定等について必要な事項を定めることにより、長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号）と相まって、市町村と連携して水資源の保全に関する施策の総合的な推進を図り、もって県民の健康で文化的な生活を確保すること</u>を目的とすることとします。</p> <p>2 基本原則</p> <p>水資源の保全は、水資源が県民共有の貴重な財産であり、公共性が高いものであることに鑑み、全ての県民が将来にわたって豊かな水資源の恵みを享受することができるよう推進されなければならないこととします。</p> <p>3 県の責務</p> <p>県は、2の基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、水資源の保全に関する施策を総合的に推進するものとすることとします。</p>	<p>1 目的</p> <p>この条例は、水資源の保全に関し、<u>基本原則を定め、並びに県、事業者、土地所有者等及び県民の責務を明らかにするとともに、水資源の保全に関する基本指針の策定、水資源保全地域の指定等について必要な事項を定めることにより、長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号）と相まって、水資源の保全を図る</u>ことを目的とします。</p> <p>2 基本原則</p> <p>水資源の保全は、水資源が県民共有の貴重な財産であり、公共性が高いものであることに鑑み、全ての県民が将来にわたって豊かな水資源の恵みを享受することができるよう推進されなければならないものとします。</p> <p>3 県の責務</p> <p>県は、2の基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、水資源の保全に関する施策を総合的に推進するものとします。</p>	<p>○全体を通じて、当県の既存条例とのバランスを考慮して修正しました。</p> <p>○この条例は、基本条例でないため、「基本原則を定め」を削除しました。</p> <p>○水資源の保全は、市町村との連携が重要であることから、文言を追加しました。</p> <p>○「もって県民の健康で文化的な生活を確保すること」については、相まって水資源の保全を推進する水環境保全条例と同じ文言で整理しました。</p> <p>○規定の末尾について、県に一定の行為を義務付ける場合は、「○○するものとする。」と整理しました（以下同じ。）。</p>

パブリックコメント実施後の内容（新）	パブリックコメント実施時の内容（旧）	備 考
<p>4 土地所有者等の責務</p> <p>土地所有者等（土地の所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）は、基本原則にのっとり、水資源の保全のための適正な土地利用に<u>配慮するとともに、水資源の保全に支障を及ぼすおそれのある行為をしないように努めなければならないこと</u>とします。</p> <p>5 事業者の責務</p> <p>事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、水資源の保全に<u>十分な配慮をしなければならないこと</u>とします。</p> <p>6 県民の責務</p> <p>県民は、水資源の保全についての関心と理解を深めるよう<u>努めなければならないこと</u>とします。</p> <p>7 市町村との連携等</p> <p>県は、水資源の保全を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が行う地域の実情に応じた水資源の保全に関する取組に対して連携協力するとともに、水資源の保全に関して必要があると認めるときは、市町村に対し、水資源保全地域内の土地の利用方法その他の事項に関し必要な協力を求めるものとする<del>こと</del>とします。</p>	<p>5 土地所有者等の責務</p> <p>土地所有者等（<u>県内に所在する土地の所有者、管理者又は占有者をいう。</u>以下同じ。）は、基本原則にのっとり、水資源の保全のための適正な土地利用に<u>配慮するもの</u>とします。</p> <p>4 事業者の責務</p> <p>事業者は、基本原則にのっとり、その<u>行う</u>事業活動を行うに当たっては、水資源の保全に<u>十分配慮するもの</u>とします。</p> <p>6 県民の責務</p> <p>県民は、<u>基本原則にのっとり</u>、水資源の保全に対する関心と理解を深めるよう<u>努めるもの</u>とします。</p> <p>7 市町村との連携等</p> <p>県は、水資源の保全を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が行う地域の実情に応じた水資源の保全に関する取組に対して連携協力するとともに、水資源の保全に関して必要があると認めるときは、市町村に対し、<u>9の(1)又は(2)により指定された水資源保全地域内の土地の利用方法その他の事項</u>に関し必要な協力を求めるもの<del>と</del>します。</p>	<p>○適正な土地利用には、「過度の取水を行わないこと」が含まれないと考えられることから、別に規定しました。</p> <p>○規定の末尾について、県以外に一定の行為を義務付ける場合は、「○○しなければならない。」と整理しました（以下同じ。）。</p> <p>○県民には、特段配慮すべきことを求めていることから、「基本原則にのっとり」を削除しました。</p>

パブリックコメント実施後の内容（新）	パブリックコメント実施時の内容（旧）	備 考
<p>8 基本指針</p> <p>(1) 知事は、<u>水源地域（水源及びその周辺の区域をいう。以下同じ。）</u>における水資源の保全に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとするものとします。</p> <p>(2) <u>基本指針</u>には、次に掲げる事項を定めるものとするものとします。</p> <p>ア 水源地域における水資源の保全に関する基本的事項</p> <p>イ 水資源保全地域の指定に関する事項</p> <p>ウ 水資源保全地域において土地所有者等が配慮すべき事項</p> <p>エ <u>その他水資源の保全に関し必要な事項</u></p> <p>(3) 知事は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、<u>県民及び利害関係人の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、市町村長及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならないこと</u>とします。</p> <p>(4) 知事は、基本指針を定めたときは、これを公表しなければならないこととします。</p> <p>(5) (3)及び(4)は、<u>基本指針の変更について準用すること</u>とします。</p>	<p>8 <u>水源地域における水資源の保全に関する基本指針</u></p> <p>(1) 知事は、<u>公共の用に供する水源に係る取水地点（地表水若しくは地下水から原水を取り入れる施設が設置されている地点又はその設置が予定されている地点をいう。）及びその周辺の区域（(2)及び9の(1)において「水源地域」という。）</u>における水資源の保全に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとするものとします。</p> <p>(2) <u>基本指針</u>においては、次に掲げる事項を定めるものとするものとします。</p> <p>ア 水源地域における水資源の保全に関する基本的事項</p> <p>イ <u>9の(1)の水資源保全地域の指定に関する事項</u></p> <p>ウ <u>9の(1)又は(2)により指定された水資源保全地域において土地所有者等が配慮すべき事項</u></p> <p>(3) 知事は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、<u>市町村長及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならないもの</u>とします。</p> <p>(4) 知事は、基本指針を定めたときは、これを公表しなければならないものとするものとします。</p> <p>(5) (3)及び(4)<u>の手続は、基本指針の変更を行う場合も同様</u>とします。</p>	<p>○<u>水源地域</u>について、定義を整理しました。詳細は、基本指針で定めることとなります。</p> <p>○<u>基本指針の項目</u>について、必要に応じ規定できるよう「エ」を追加しました。</p> <p>○<u>基本指針</u>について、広く意見を求めるために、パブリックコメントを実施することから、「<u>県民及び利害関係人の意見を反映させるために必要な措置を講ずる</u>」を追加しました。</p>

パブリックコメント実施後の内容（新）	パブリックコメント実施時の内容（旧）	備 考
<p>9 水資源保全地域の指定</p> <p>(1) 知事は、水源地域のうち、<u>その土地の所有及び利用</u>の状況等を勘案して水資源の保全のため必要があると認める<u>区域</u>を、<u>当該区域</u>を管轄する市町村長の申出により、水資源保全地域として指定することができることとします。</p> <p>(2) (1)のほか、<u>次に掲げる場合には</u>、関係市町村長の意見を聴いて水資源保全地域の指定をすることができることとします。</p> <p><u>ア 市町村長から他の市町村の区域に係る水資源保全地域の指定の要請があった場合</u></p> <p><u>イ その他知事が水資源の保全のため特に必要があると認める場合</u></p> <p>(3) 知事は、<u>(1)及び(2)の指定（以下「指定」という。）</u>をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し、及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならないこととします。</p> <p>(4) 知事は、<u>指定</u>をしようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、その案を当該公告の日から起算して14日間縦覧に供しなければならないこととします。</p> <p>(5) (4)の公告があったときは、<u>指定をしようとする区域の土地所有者等その他の利害関係人は</u>、(4)の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に</p>	<p>9 水資源保全地域の指定</p> <p>(1) 知事は、水源地域のうち、<u>当該地域における土地の所有又は利用</u>の状況を勘案して水資源の保全のため特に必要があると認める<u>もの</u>を、<u>当該地域</u>を管轄する市町村長の申出により、水資源保全地域として指定することができるものとします。</p> <p>(2) (1)によるほか、知事は、<u>市町村長から他の市町村の区域に係る水資源保全地域の指定の要請があった場合</u> <u>その他水資源の保全のため特に必要があると認める場合</u>は、関係市町村長の意見を聴いて水資源保全地域の指定をすることができるものとします。</p> <p>(3) 知事は、<u>水資源保全地域を指定しようとするときは</u>、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し、及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならないものとします。</p> <p>(4) 知事は、<u>水資源保全地域を指定しようとするときは</u>、あらかじめ、<u>規則で定めるところにより</u>その旨を公告し、その案を公告の日から起算して14日間縦覧に供しなければならないものとします。</p> <p>(5) (4)の公告があったときは、<u>当該区域に係る土地所有者等及び利害関係人は</u>、(4)の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出</p>	<p>○水資源保全地域の指定について、市町村からの申出以外にも、①市町村から他の市町村の区域に係る指定要請、②必要性を判断して知事が指定することができることを分かりやすく規定しました。</p> <p>○規則で特別な事項を定める予定はないことから、「規則で定めるところにより」を削除しました。</p>

パブリックコメント実施後の内容（新）	パブリックコメント実施時の内容（旧）	備 考
<p>意見書を提出することができることとします。</p> <p>(6) 知事は、<u>指定をするときは、その旨及び水資源保全地域の区域を告示しなければならないこととします。</u></p> <p>(7) <u>指定は、(6)の告示によってその効力を生ずることとします。</u></p> <p>(8) (1)から(7)までは、<u>指定の解除及び水資源保全地域の区域の変更について準用することとします。</u></p> <p>10 水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出</p> <p>(1) 水資源保全地域内の土地について、土地に関する所有権若しくは地上権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下「土地に関する権利」という。）を有している者は、当該土地に関する権利の移転又は設定（対価を得て行われるものに限る。以下同じ。）をする契約（予約を含む。以下「契約」という。）を締結しようとする場合には、当該契約を締結する日の3月前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならないこととします。</p> <p>ア 契約の当事者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、<u>代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</u>）</p>	<p>することができるものとします。</p> <p>(6) 知事は、<u>水資源保全地域を指定する場合には、その旨及び指定の区域を告示しなければならないもの</u>とします。</p> <p>(7) <u>水資源保全地域の指定は、(6)による告示によってその効力を生ずるもの</u>とします。</p> <p>(8) (1)から(7)までの<u>手続は、水資源保全地域の指定の解除及びその区域の変更を行う場合も同様</u>とします。</p> <p>10 水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出</p> <p>(1) 水資源保全地域内の土地について、土地に関する所有権若しくは地上権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下「土地に関する権利」という。）を有している者は、当該土地に関する権利の移転又は設定（対価を得て行われるものに限る。以下同じ。）をする契約（予約を含む。以下「<u>土地売買等の契約</u>」という。）を締結しようとする場合には、当該<u>土地売買等の契約</u>を締結する日の3月前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならないものとします。</p> <p>ア 当事者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、<u>主たる事務所の所在地及び代表者の氏名</u>）</p>	<p>○ア～オについては、軽微な字句修正であり、内容の変更はありません。</p>

パブリックコメント実施後の内容（新）	パブリックコメント実施時の内容（旧）	備 考
<p>イ <u>契約を締結しようとする年月日</u></p> <p>ウ <u>契約に係る土地の所在及び面積</u></p> <p>エ <u>契約に係る土地に関する権利の種別及び内容</u></p> <p>オ <u>契約による土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的</u></p> <p>カ <u>その他規則で定める事項</u></p> <p>(2) <u>(1)の届出は、当該届出に係る契約の相手方も行うことができることとします。この場合において、当該届出に係る土地に関する権利を有している者は、(1)の届出を行ったものとみなすこととします。</u></p> <p>(3) <u>知事は、(1)の届出があったときは、関係市町村長に当該届出に係る書面の写しを送付して意見を求めなければならないこととします。</u></p> <p>(4) <u>(1)の届出をした者は、当該届出に係る契約を締結する日までの間に(1)のアからカまでに掲げる事項を変更しようとするとき又は当該届出に係る契約の締結を中止しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないこととします。</u></p>	<p>イ <u>土地に関する権利の移転又は設定をしようとする年月日</u></p> <p>ウ <u>土地に関する権利の移転又は設定に係る土地の所在及び面積</u></p> <p>エ <u>移転又は設定に係る土地に関する権利の種類及び内容</u></p> <p>オ <u>土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的 など</u></p> <p>[新設]</p> <p>(5) <u>知事は、(1)又は(2)による届出を受けたときは、関係市町村長に当該届出に係る書面の写しを送付し、水資源の保全の見地からの意見を求めなければならないものとします。</u></p> <p>(6) <u>(1)又は(2)による届出をした者は、当該土地売買等の契約を締結する日までの間において(1)のアからオまでに掲げる事項に変更があったときは、その変更の日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないものとします。</u></p>	<p>○ア～オ以外の必要な事項については、規則で定めることとしました。</p> <p>○パブリックコメントの意見を踏まえて、届出に係る契約の相手方（買主）も届出ができるよう整理しました。</p> <p>○(3)～(7)については、順番を入れ替えました。</p> <p>○市町村から幅広く意見を頂戴したいので、「水資源の保全の見地からの」を削除しました。</p> <p>○変更の届出に加え、中止の届出も追加しました。</p> <p>○届出について、「10日以内」を「あらかじめ」に改めました。</p>

パブリックコメント実施後の内容（新）	パブリックコメント実施時の内容（旧）	備 考
<p>(5) <u>知事は、(4)の届出があったときは、関係市町村長に当該届出に係る書面の写しを送付するとともに、当該届出の内容が(1)のオに掲げる事項である場合には、併せて関係市町村長の意見を求めなければならないこととします。</u></p> <p>(6) <u>指定（その区域の変更を含む。以下同じ。）の日から起算して3月を経過する日までの間に当該指定に係る水資源保全地域（当該変更にあつては、それにより水資源保全地域となった区域）内の土地について、土地に関する権利を有している者が契約を締結しようとする場合における(1)の適用については、(1)中「当該契約を締結する日の3月前までに」とあるのは、「(6)の指定後速やかに」とすることとします。</u></p> <p>(7) <u>当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合その他規則で定める場合については、(1)は、適用しないこととします【下限面積は設けません。】。</u></p> <p>11 届出情報の公開</p> <p><u>知事は、10の(1)又は(4)の届出（中止の届出を除く。以下同じ。）があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、当該届出の概要【水資源保全地域の名称、契約を締結しようとする年月日、契約に係る土地の面積、土地の利用目的の概要】をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するとともに、当該届出に係る事項を公衆の縦覧に供しなければならないこととします。</u></p>	<p>(7) <u>(5)の手續は、(6)の変更の届出があった場合も同様とします。</u></p> <p>(4) <u>9の(1)又は(2)による指定（当該指定の区域の変更を含む。）の日から起算して3月を経過する日までの間に当該指定に係る水資源保全地域（当該指定の区域の変更にあつては、当該変更により新たに水資源保全地域となった区域）内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合における(1)の適用については、(1)中「当該土地売買等の契約を締結する日の3月前までに」とあるのは、「速やかに」とします。</u></p> <p>(3) <u>(1)は、当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合その他規則で定める場合には、適用しないものとします（下限面積は設けません。）。</u></p> <p>11 届出情報の公開</p> <p><u>知事は、10の(1)、(2)又は(6)による届出があった場合は、水資源保全地域の名称、10の(1)のイに掲げる事項、10の(1)のオに掲げる事項の概要について、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとします。</u></p>	<p>○変更又は中止の届出があった場合の手續を具体的に規定しました。</p> <p>○指定の日から起算して3月を経過する日までに契約を締結しようとする場合の届出について、「速やかに」を「(6)の指定後速やかに」に改めました。</p> <p>○適用除外については、パブリックコメントの意見も踏まえ、規則で定めません。</p> <p>○届出情報について、届出の概要【①水資源保全地域の名称、②契約を締結しようとする年月日、③契約に係る土地の面積、④土地の利用目的の概要】をインターネットで公表するとともに、当該届出に関する事項を個人情報保護に配慮して、公衆の縦覧に供することとしました。</p>

パブリックコメント実施後の内容（新）	パブリックコメント実施時の内容（旧）	備 考
<p data-bbox="174 212 925 339"><u>この場合において、当該届出に記載された個人情報については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）の規定に従い取り扱うものとする</u>こととします。</p> <p data-bbox="147 403 253 435">12 助言</p> <p data-bbox="174 451 925 866">知事は、(10)の(1)又は(4)の届出があった場合<u>その他の場合において、水資源保全地域内の土地における水資源の保全に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該届出をした者又は当該届出に係る契約の相手方その他水資源保全地域内の土地所有者等</u>に対し、当該土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言をすることができることとします。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、長野県環境審議会の意見を聴くものとすることとします。</p> <p data-bbox="174 882 925 962">(2) 知事は、(1)の助言をしようとするときは、関係市町村長に協力を求めるものとすることとします。</p> <p data-bbox="147 1026 432 1058">13 報告、立入調査等</p> <p data-bbox="174 1074 925 1249">(1) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、<u>12の者</u>に対し、<u>その者に係る水資源保全地域内の土地の利用状況</u>その他必要な事項に関し報告を求めることができることとします。</p>	<p data-bbox="954 403 1059 435">12 助言</p> <p data-bbox="987 451 1731 818">(1) 知事は、10の(1)、(2)若しくは(6)による届出があった場合<u>又は水資源の保全に支障が生ずるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、当該届出をした者、権利取得者又は水資源保全地域内の土地所有者等</u>に対し、当該土地の利用の方法その他の事項に関し助言をすることができるものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、長野県環境審議会の意見を聴くものとする。</p> <p data-bbox="987 882 1731 962">(2) 知事は、(1)の助言をしようとするときは、関係市町村長に協力を求めるものとする。</p> <p data-bbox="954 1074 1238 1106">13 報告及び立入調査</p> <p data-bbox="987 1121 1731 1393">(2) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、<u>10の(1)、(2)又は(6)による届出をした者、権利取得者又は水資源保全地域内の土地所有者等</u>に対し、<u>当該土地に関する権利の移転若しくは設定の状況又は当該土地の利用の状況</u>その他必要な事項について報告を求めることができるものとする。</p>	<p data-bbox="1760 212 2085 387">○インターネットで公表する届出の概要、公衆の縦覧に供する届出に係る事項については、規則で具体的に定めることとしました。</p> <p data-bbox="1760 451 2085 611">○契約の締結をする予定がない場合の届出については、「その他の場合」に基づき、助言をすることとしました。</p> <p data-bbox="1760 643 2085 738">○「権利取得者（買主）」を「届出に係る契約の相手方」に改めました。</p> <p data-bbox="1760 1090 2085 1329">○契約の締結をする予定がない場合の届出をした者については、削除しました（必要があれば、土地所有者等として、報告を求めることができます。）。</p> <p data-bbox="1760 1329 2085 1393">○規定ぶりを整理しました。</p>



パブリックコメント実施後の内容（新）	パブリックコメント実施時の内容（旧）	備 考
<p>(2) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、届出をせず<u>に契約をし又はしようとする者</u>に対し、10の(1)のアからカまでに掲げる事項、その者に係る水資源保全地域内の土地の利用状況その他必要な事項に<u>関し報告</u>を求めることができることとします。</p> <p>(3) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、水資源保全地域内の土地に立ち入り、<u>その利用状況について調査させ、若しくは関係人に質問させ、又はその利用が水資源の保全に及ぼす影響について調査</u>させることができることとします。</p> <p>(4) (3)による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならないこととします。</p> <p>14 勧告</p> <p>知事は、<u>次に掲げる者</u>に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができることとします。</p> <p>ア 13の(1)又は(2)の<u>報告</u>をせず、又は虚偽の報告をした者</p>	<p>(1) 知事は、10の(1)又は(6)による届出がなかった場合において、<u>当該届出をすべき者</u>に対し、当該土地に関する権利の移転若しくは設定の状況又は当該土地の利用の状況その他必要な事項について報告を求めることができるものとします。</p> <p>(3) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、水資源保全地域内の土地に立ち入り、<u>当該土地の利用が水資源の保全に及ぼす影響を調査させ又は関係者に質問</u>させることができるものとします。</p> <p>(4) (3)による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならないものとします。</p> <p>14 勧告</p> <p>知事は、10の(1)、(2)又は(6)による届出をした者、権利取得者又は水資源保全地域内の土地所有者等が次のいずれかに該当する場合において、水資源の保全を図るために必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができるものとします。</p> <p>ア 13の(1)及び(2)による<u>報告</u>をせず、又は虚偽の報告をした<u>とき</u>。</p>	<p>○変更の届出をした者については、13の(1)の規定で報告を求めることとしました。</p> <p>○規定ぶりを整理しました。</p> <p>○規定ぶりを整理しました。</p> <p>○規定ぶりを整理しました。</p>

パブリックコメント実施後の内容（新）	パブリックコメント実施時の内容（旧）	備 考
<p>イ 13の(3)の<u>立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</u></p> <p>15 公表 知事は、14の<u>勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる</u>こととします。この場合においては、<u>これらの者</u>に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならないこととします。</p> <p>16 <u>契約の締結をする予定がない場合の届出等</u></p> <p>(1) <u>水資源保全地域内の土地について、土地に関する権利を有している者は、契約を締結する予定がない場合であっても、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出ることができる</u>こととします。</p> <p>ア <u>当該届出をした者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</u></p> <p>イ <u>当該届出に係る土地の所在及び面積</u></p> <p>ウ <u>当該届出に係る土地に関する権利の種別及び内容</u></p> <p>エ <u>その他規則で定める事項</u></p> <p>(2) <u>知事は、(1)の届出があったときは、関係市町村長に当該届出に係る書面の写しを送付しなければならない</u>こととします。</p>	<p>イ 13の(3)による<u>立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</u></p> <p>15 公表 知事は、14による<u>勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる</u>ものとします。この場合においては、<u>当該勧告を受けた者</u>に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならないものとします。</p> <p>10 (2) (1)によるほか、<u>土地に関する権利を有している者は、当該土地売買等の契約により土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる者（以下「権利取得者」という。）が未定であっても、(1)に掲げる事項を知事に届け出ることができる。</u></p>	<p>○「10の(2)の権利取得者（買主）が未定である場合の届出」については、10の土地に関する権利の移転等の届出の手續とは別に整理し、「16の契約の締結をする予定がない場合の届出」に改めました。</p> <p>○届出事項については、不要な事項は削除しました。</p>

パブリックコメント実施後の内容（新）	パブリックコメント実施時の内容（旧）	備 考
<p>(3) <u>(1)の送付を受けた市町村長は、必要があると認めるときは、知事に意見を申し出ることができることとします。</u></p> <p>17 土地の所有等の状況に関する情報提供の<u>求め</u> 知事は、<u>水資源保全地域内の土地について</u>水資源の保全のため必要があると認めるときは、<u>関係市町村長その他関係行政機関の長</u>に対し、<u>当該土地の所有又は利用の状況</u>に関し必要な情報の提供を求めることができることとします。</p> <p>18 補則 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定めることとします。</p> <p>附 則 (1) 施行期日 この条例は、公布の日から施行することとします。 (2) 検討 この条例については、水資源を取り巻く状況の変化等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとする。こととします。</p>	<p>16 土地の所有等の状況に係る情報提供の<u>要求</u> 知事は、水資源の保全のため必要があると認めるときは、<u>関係市町村長その他の者</u>に対し、<u>水資源保全地域内の土地の所有又は利用の状況</u>に関し必要な情報の提供を求めることができるものとします。</p> <p>17 補則 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定めるものとします。</p> <p>附 則 (1) 施行期日 この条例は、公布の日から施行するものとします。 (2) 検討 この条例については、水資源を取り巻く状況の変化等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとします。</p>	<p>○「その他の者」を「関係行政機関の長」に改めました。</p>